

# 茨城県報

第6045号

昭和47年8月28日

月曜日

(明治35年3月17日  
第三種郵便物認可)

## 目次

### 告示

	ページ
●土地改良事業の縦覧(農地管理課).....	1
●土地改良事業の認可( // ).....	2
●道路区域の変更(道路維持課).....	2
●道路の供用開始( // ).....	2
●石岡都市計画公園の変更(都市計画課).....	3
●証紙売りさばき人の指定(出納第一課).....	3
●木材業者等の登録(県南農林事務所).....	3
●木材業者等の登録(県西農林事務所).....	3
●木材業者等の登録(鹿行農林事務所).....	4

### 公告

●小売販売業者甲の臨時登録(流通対策室).....	4
●米飯提供業者の登録( // ).....	4
●県営土地改良事業計画変更(農地管理課).....	4
●開発行為の工事完了(2件)(建築指導課).....	5
●建築許可に関する聴聞( // ).....	5

### 正誤

●昭和47年8月17日茨城県報号外(2)中.....	7
----------------------------	---

## 告示

### 茨城県告示第840号

渡里台地土地改良区が行なおうとする堀地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第6項において準用する同法第8条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和47年8月28日

茨城県知事 岩上二郎

#### 1 縦覧に供する書類

渡里台地土地改良区定款の写し

堀地区土地改良事業計画書の写し

#### 2 縦覧の期間

昭和47年9月1日から昭和47年9月21日まで

3 縦覧の場所

水戸市役所

茨城県告示第841号

昭和46年10月15日付で久慈郡水府村大字和久450番地 豊田正雄ほか65名から認可申請のあつた和久地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第3項において準用する、同法第10条第1項の規定により昭和47年8月21日認可したので、同法第95条第4項の規定により公告する。

昭和47年8月28日

茨城県知事 岩上二郎

茨城県告示第842号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。その関係図面は昭和47年8月28日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和47年8月28日

茨城県知事 岩上二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 千葉竜ヶ崎線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
北相馬郡利根町大字横須賀 字三の耕地792番から	旧	メートル 最大 6.0 最小 4.0	メートル 684.0	
	新	最大 17.0 最小 15.0	640.0	

茨城県告示第843号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。その関係図面は、昭和47年8月28日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和47年8月28日

茨城県知事 岩上二郎

- 1 路線名 県道 千葉竜ヶ崎線
- 2 供用開始の区間 北相馬郡利根町大字横須賀字三の耕地792番から  
北相馬郡利根町大字横須賀字村前709番まで

- 3 供用開始の期日 昭和47年8月28日
- 
- 1 路 線 名 一般国道 118号線
- 2 供用開始の区間 久慈郡犬子町大字北田気字砂古場479番の6から  
久慈郡犬子町大字池田字上松沼2657番の2まで
- 3 供用開始の期日 昭和47年8月28日

**茨城県告示第844号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により石岡都市計画公園(柏原野球公園, 柏原サッカー公園)を変更追加したので, 同法第20条第1項の規定により告示し, 同法第2項の規定により, 当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和47年8月28日

茨城県知事 岩 上 二 郎

縦 覧 場 所 茨 城 県 庁

**茨城県告示第845号**

茨城県証紙条例第5条第2項の規定により, 下記の者を証紙売りさばき人に指定する。

昭和47年8月28日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

売りさばき人住所

氏 名

鹿島郡波崎町7382番地の2

稲 葉 金 三

**茨城県告示第846号**

茨城県木材業者等登録条例第5条第1項の規定により, 次の者を木材業者等として昭和47年8月1日をもつて登録したので, 同条第3項の規定により公示する。

昭和47年8月28日

茨城県南農林事務所長 上 牧 健 二

「次の者」は省略し, 茨城県南農林事務所林務課において, 昭和47年8月28日から縦覧に供する。

**茨城県告示第847号**

茨城県木材業者等登録条例第5条第1項の規定により, 次の者を木材業者等として昭和47年8月1日をもつて登録したので, 同条第3項の規定により公示する。

昭和47年8月28日

茨城県西農林事務所長 植 田 敏 夫

「次の者」は省略し、茨城県西農林事務所農林課において、昭和47年8月28日から縦覧に供する。

**茨城県告示第848号**

茨城県木材業者等登録条例第5条第1項の規定により、次の者を木材業者等として昭和47年8月1日をもつて登録したので、同条第3項の規定により公示する。

昭和47年8月28日

茨城県鹿行農林事務所長 及 川 寛 次 郎

「次の者」は省略し、茨城県鹿行農林事務所農林課において、昭和47年8月28日から縦覧に供する。

**公 告**

●小売販売業者甲の臨時登録

食糧管理法施行規則(昭和22年農林省令第103号)第22条の2の規定により次の者を小売販売業者甲として登録した。

昭和47年8月28日

茨城県知事 岩 上 二 郎

「次の者」は省略し、茨城県農林水産部流通対策室及び県北、県南農林事務所において縦覧に供する。

●米飯提供業者の登録

食糧管理法施行規則(昭和22年農林省令第103号)第35条の4第1項の規定により次の者を米飯提供業者として登録した。

昭和47年8月28日

茨城県知事 岩 上 二 郎

「次の者」は省略し、茨城県農林水産部流通対策室及び県北、県南、県西農林事務所において縦覧に供する。

●県営土地改良事業計画変更

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定に基づき、茨城地区土地改良事業計画変更につき、土地改良事業変更計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第4項の規定により公告する。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和47年8月28日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 縦覧に供する書類  
県営茨城地区土地改良事業変更計画書写し
- 2 縦 覧 期 間  
昭和47年 9 月 5 日から昭和47年 9 月 25 日まで
- 3 縦 覧 場 所  
茨城町役場

●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定にもとづき、次の地域の工事が昭和47年7月17日に完了したことを公告する。

昭和47年 8 月 28 日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 工事を完了した施行地区の地域の名称  
竜ヶ崎市板橋町字安台542番の2
- 2 事業主の氏名及び住所  
東京都中央区日本橋通1丁目6番地  
大和ハウス工業株式会社  
代表取締役 石 橋 茂 雄

●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定にもとづき、次の地域の工事が昭和47年6月28日に完了したことを公告する。

昭和47年 8 月 28 日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 工事を完了した施行地区の地域の名称  
水海道市小山戸町字茅場383番, 387番, 388番, 394番~410番
- 2 事業主の氏名及び住所  
水海道市諏訪町2793番  
水海道市農業協同組合  
組合長理事 岡 田 徹 夫

●建築許可に関する聴聞

建築基準法第51条第1項の規定に基づき次のとおり聴聞を行いません。

昭和47年 8 月 28 日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

- 1 聴 聞 期 日 昭和47年8月31日 午後2時
- 2 聴 聞 場 所 勝田市足崎大字西原1458—212
- 3 聴 聞 事 項 住居地域内において次の建築物の許可に関すること。  
原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50 $m^2$ をこえるもの  
(自動車整備工場)
- 4 申請者住所氏名 勝田市本町338  
吉 川 久 雄
- 5 建築物構造規模 軽量鉄骨造2階建 207.025 $m^2$ 既存  
原動機2.95KW
- 6 建築物の位置 勝田市足崎大字西原1458—212
- 7 敷 地 面 積 505.45 $m^2$

- 
- 1 聴 聞 期 日 昭和47年8月31日 午前11時
  - 2 聴 聞 場 所 水戸市川岸通り1269
  - 3 聴 聞 事 項 住居地域内において次の建築物の許可に関すること。  
原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50 $m^2$ をこえるもの  
(製材工場の増築)
  - 4 申請者住所氏名 水戸市三ノ丸13—16  
打 越 庫 之 介
  - 5 建築物構造規模 鉄骨造平家建 444.85 $m^2$  既存232.63 $m^2$   
原動機45KW新設
  - 6 建築物の位置 水戸市川岸通り1269
  - 7 敷 地 面 積 3,802.55 $m^2$

- 
- 1 聴 聞 期 日 昭和47年9月4日 午後3時
  - 2 聴 聞 場 所 勝田市高場町字庚塚1608の20
  - 3 聴 聞 事 項 住居地域内において次の建築物の許可に関すること。  
(営業用倉庫の新築)
  - 4 申請者住所氏名 勝田市高場1252  
清 水 真 一
  - 5 建築物構造規模 鉄骨造平家建 5棟4536.0 $m^2$
  - 6 建築物の位置 勝田市高場町字庚塚1608の20
  - 7 敷 地 面 積 9,106 $m^2$

**正 誤**

昭和47年 8 月 17 日 茨城県報号外(2)中下記のとおり誤りがあつたので訂正する。

記

ページ	行	正	誤
2	上 2	2,247	707



県政の総覧 — 県民の六法

# 茨 城 県 報

茨城県の行政機構、財政、農林、水産、商工、観光、土木、衛生、労働、公安、教育、文化、民生等あらゆる行政にわたる県民の権利、自由もしくは利害に、直接間接関係のある条例、規則、告示、公告等は、いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動、日常生活のため必要であり、ぜひ知ってもらわねばならないので、県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は、茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部文書課あてお申し込み下さい。購読料は、昭和47年4月1日から送料とも1ヵ月300円です。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)  
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 300 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県  
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所